

令和6年度 建設工事等請負業者等競争参加資格停止一覧

番号	競争参加 資格停止理由	有資格業者名	措置期間	概要
1	工事関係者事故 (第2条第1項 別表第1第7号)	勝美建設株式会社	令和6年4月1日から 令和6年5月12日まで (6週間)	左記業者は市川市発注の市川第1-3処理分区污水管渠布設工事(R0516工区)において、令和6年2月26日に、下水道の新設工事で掘削作業を行っていたところ、地山が崩落したことにより作業員が死亡する事故が発生させた。
2	贈賄 (第2条第1項 別表第2第2号)	竹内建設株式会社	令和6年4月4日から 令和6年10月3日まで (6か月)	左記業者の元代表者は、令和5年2月から同年10月にかけて、千葉県が発注する工事の入札に関する情報を県職員から得た見返りに、複数回にわたり現金約100万円を渡したほか20万円相当の接待をしたとして、令和6年2月28日、贈賄容疑で千葉県警察本部に逮捕された。
3	不正又は不誠実な行為 (第2条第1項 別表第2第9号)	大成建設株式会社	令和6年6月5日から 令和6年7月4日まで (1か月)	左記業者を代表構成員とする共同企業体が施工中の「中央新幹線南アルプストンネル新設(山梨工区)」において、令和5年4月18日、下請人の作業員が休業4日以上 の傷害を負ったことに対し、遅滞なく労働者死傷病報告書を管轄の鵜沢労働基準監督署長へ提出しなければならないところ、令和5年7月4日に至るまで同報告書を提出しなかったとして、同社の使用人が労働安全衛生法違反により起訴され、令和6年3月26日付けで鵜沢簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。
4	独占禁止法違反 (第2条第1項 別表第2第4号)	葉隠勇進株式会社	令和6年6月24日から 令和6年9月23日まで (3か月)	左記業者は、名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月22日、公正取引委員会から違反事業者の認定を受けた。
5	独占禁止法違反 (第2条第1項 別表第2第4号)	コンパスグループ・ジャパン 株式会社	令和6年6月24日から 令和6年9月23日まで (3か月)	左記業者は、名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月22日、公正取引委員会から違反事業者の認定を受けた。
6	独占禁止法違反 (第2条第1項 別表第2第4号)	名鉄観光サービス株式会社	令和6年6月24日から 令和6年12月23日まで (6か月)	左記業者は、青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の指名競争入札において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月30日、公正取引委員会から違反事業者の認定を受けた。
7	独占禁止法違反 (第2条第1項 別表第2第4号)	株式会社JTB	令和6年6月24日から 令和6年12月23日まで (6か月)	左記業者は、青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の指名競争入札において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月30日、公正取引委員会から違反事業者の認定を受けた。
8	独占禁止法違反 (第2条第1項 別表第2第4号)	東武トップツアーズ株式会社	令和6年6月24日から 令和6年9月23日まで (3か月)	左記業者は、青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の指名競争入札において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月30日、公正取引委員会から違反事業者の認定を受けた。

番号	競争参加 資格停止理由	有資格業者名	措置期間	概要
9	独占禁止法違反 (第2条第1項 別表第2第4号)	近畿日本ツーリスト株式会社	令和6年6月24日から 令和6年9月23日まで (3か月)	左記業者は、青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の指名競争入札において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月30日、公正取引委員会から違反事業者の認定を受けた。
10	建設業法違反行為 (第2条第1項 別表第2第8号)	株式会社浅川組	令和6年8月2日から 令和6年9月1日まで (1か月)	左記業者を代表構成員とする共同企業体が受注した、和歌山県発注の「長井古座線(仮称八郎山トンネル)道路改良工事」において、粗雑な工事や虚偽報告の事実が発覚した。このことが、建設業法(以下「法」という。)第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、令和6年6月25日付けで国土交通省近畿地方整備局から法第28条第3項に基づく営業停止の命令を受けた。
11	贈賄 (第2条第1項 別表第2第1号) 競売入札妨害又は談合 (同表第5号)	武内建設株式会社	令和6年8月2日から 令和8年8月1日まで (24か月)	左記業者の元代表取締役は、本市発注工事の入札に関する情報を市職員から得た見返りに複数回にわたり飲食接待をしたとして、令和6年7月30日、贈賄及び公契約関係競売入札妨害の容疑で千葉県警に逮捕された。
12	不正又は不誠実な行為 (第2条第1項 別表第2第9号)	日本トータルテレマーケティング株式会社	令和6年8月28日から 令和6年9月27日まで (1か月)	左記業者の元使用人は、京都府京都市が発注した新型コロナワクチン接種コールセンター業務において、令和4年9月分の人件費を過大請求し、約2,700万円をだまし取ったとして、令和6年6月11日、詐欺容疑で京都府警察本部に逮捕された。
13	建設業法違反行為 (第2条第1項 別表第2第8号)	株式会社橋本組	令和6年10月9日から 令和6年11月8日まで (1か月)	左記業者は、受注した焼津市発注の「令和元年度焼津市ターゲットルども館建設工事(債務負担行為)(建築工事)」において、粗雑な工事や虚偽報告の事実が発覚した。このことが、建設業法(以下「法」という。)第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、令和6年9月3日付けで国土交通省中部地方整備局から法第28条第3項に基づく営業停止の命令を受けた。
14	不正又は不誠実な行為 (第2条第1項 別表第2第9号)	アイリスチトセ株式会社	令和6年12月5日から 令和7年1月4日まで (1か月)	左記業者は、少なくとも北海道札幌市内ほか5件の工事において、監理技術者を配置していなかったこと等により、令和6年7月26日に宮城県から建設業法に基づく指示処分及び営業停止命令を受けた。
15	競売入札妨害又は談合 (第2条第1項 別表第2第5号)	千東建設株式会社	令和6年12月6日から 令和8年12月5日まで (24か月)	左記業者の元代表取締役は、本市発注工事の入札に関する情報を市職員(当時)から得たとして、令和6年11月1日、公契約関係競売入札妨害の罪で千葉地検に起訴された。
16	独占禁止法違反 (第2条第1項 別表第2第3号)	三井住友海上火災保険株式会社	令和6年12月6日から 令和7年6月5日まで (6か月)	左記業者は、保険契約者・発注者計9者が行った損害保険契約等において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年10月31日、公正取引委員会から排除措置命令を受けた。
17	独占禁止法違反 (第2条第1項 別表第2第3号)	損害保険ジャパン株式会社	令和6年12月6日から 令和7年6月5日まで (6か月)	左記業者は、保険契約者・発注者計9者が行った損害保険契約等において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年10月31日、公正取引委員会から排除措置命令を受けた。
18	独占禁止法違反 (第2条第1項 別表第2第3号)	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	令和6年12月6日から 令和7年6月5日まで (6か月)	左記業者は、保険契約者・発注者計9者が行った損害保険契約等において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年10月31日、公正取引委員会から排除措置命令を受けた。
19	独占禁止法違反 (第2条第1項 別表第2第3号)	東京海上日動火災保険株式会社	令和6年12月6日から 令和7年6月5日まで (6か月)	左記業者は、保険契約者・発注者計9者が行った損害保険契約等において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年10月31日、公正取引委員会から排除措置命令を受けた。

番号	競争参加 資格停止理由	有資格業者名	措置期間	概要
20	建設業法違反行為 (第2条第1項 別表第2第8号)	キングランリニューアル株式 会社	令和7年2月14日から 令和7年3月13日まで (1か月)	左記業者は、建設業の許可を受けずに建設業を営む者と建設業法(以下「法」という。)施行令第1条の2に定める金額を超えた額をもって下請契約を締結していた。 このことが、法第28条第1項第6号に該当すると認められるとして、国土交通省関東地方整備局から令和6年12月3日付けで法第28条第1項の規定に基づく指示処分を受けた。
21	競争入札妨害又は談合 (第2条第1項 別表第2第6号)	株式会社佐藤渡辺	令和7年2月14日から 令和7年8月13日まで (6か月)	左記業者は、建設業の許可を受けずに建設業を営む者と建設業法(以下「法」という。)施行令第1条の2に定める金額を超えた額をもって下請契約を締結していた。 このことが、法第28条第1項第6号に該当すると認められるとして、国土交通省関東地方整備局から令和6年12月3日付けで法第28条第2項の規定に基づく指示処分を受けた。
22	建設業法違反行為 (第2条第1項 別表第2第8号)	パナソニック産機システムズ 株式会社	令和7年3月27日から 令和7年4月26日まで (1か月)	左記業者は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。このことにより、国土交通省関東地方整備局から令和7年1月31日付けで、建設業法第28条第3項の規定に基づく営業停止処分を受けた。
23	建設業法違反行為 (第2条第1項 別表第2第8号)	パナソニックEWエンジニアリ ング株式会社	令和7年3月27日から 令和7年4月26日まで (1か月)	左記業者は、実務経験の充足しない者を営業所の専任技術者として配置していたほか、工事現場に主任技術者等として配置していた。 このことにより、国土交通省近畿地方整備局から令和7年1月31日付けで、建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分及び同法第28条第3項の規定に基づく営業停止処分を受けた。
24	不正又は不誠実な行為 (第2条第1項 別表第2第9号)	株式会社ビケンテクノ	令和7年3月27日から 令和7年4月26日まで (1か月)	左記業者の元使用人は、出納業務を担当していたマンション管理組合の金融機関口座から令和5年6月から同年10月にかけて修繕積立金を払い戻し、着服したとして、令和7年1月21日、業務上横領容疑で大阪府警察本部に逮捕された。
25	工事関係者事故 (第2条第1項 別表第1第7号)	板橋建設株式会社	令和7年4月2日から 令和7年4月15日まで (2週間)	左記業者は、市川市発注の妙典地区管渠布設工事(R0601)において、令和7年3月1日に、開削工による集水樹設置作業完了後、作業員が運転するバックホウを後進させた際、後方を通行していた別の作業員と接触する事故を発生させた。